

総行政第 253 号
国住街第 178 号
平成 27 年 2 月 23 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、建築担当課扱い)
各指定都市市長 殿
(財政課、建築担当課扱い)

総務省地域力創造審議官

国土交通省住宅局長

住宅附置指導要綱等の適正な見直しについて（技術的助言）

地方公共団体の宅地開発等指導要綱及びこれに基づく行政指導については、これまで数次の通知により適正な見直しを要請しているところですが、今般、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、地方公共団体が住宅附置指導要綱等で定める住宅附置義務や住宅附置に係る負担金について、住宅や人口の回復状況などを踏まえ、既に役割を終えたものについては、廃止を含め見直しを行うよう指摘されたところです。

総務省及び国土交通省においては、引き続き指導要綱及びこれに基づく行政指導の適正な見直しの要請等を行っていく考えですので、貴職におかれても、下記事項に留意しつつ、見直しについて適切な配慮をお願いします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（指定都市を除く。）に対してもこの旨を周知徹底するようお願いします。

記

宅地開発等指導要綱及びこれに基づく行政指導の適正化については、「宅地開発等指導要綱の見直しに関する指針」について（平成 7 年 11 月 7 日付け建設省経民発第 45 号・建設省住街発第 94 号）、「宅地開発等指導要綱の行き過ぎ是正の徹底について」（平成 8 年 2 月 13 日付け建設省経民発第 2 号・建設省住街発第 9 号・総務省自治政第 6 号）、「宅地開発等指導要綱の行き過ぎ是正の徹底について」（平成 10 年 9 月 25 日付け建設省経民発第 51 号・建設省住街発第 92 号・総務省自治政第 101 号）及び「宅地開発等指導要綱の適正な見直し

について(通知)」(平成 15 年 3 月 4 日付け総務省総行地第 22 号・国土交通省国総民第 42 号・国土交通省国住街第 137 号)等により昭和 57 年以降数次にわたって通知しているところであるが、特に、住宅附置指導要綱等で定める住宅附置義務制度(住宅附置に係る負担金制度を含む。)について、住宅や人口の回復状況、当該制度の運用状況等を踏まえ、当該制度の目的やそれを達成するための制度のあり方等について定期的に検証を行うとともに、既に役割を終えたものについては速やかに廃止を含めて見直しを行うことが望ましいこと。